

2026年 2月 26日

住所

団体名

代表者名

自署 又は 個人印

請願紹介議員

愛知県商工団体連合会

名古屋市熱田区横田2-1-29 石川ビル5階B号室

TEL(052)679-6911

服部守延

他 野花 79

下奥 奈歩

「消費税5%引き下げを求める意見書」採択を求める請願

【請願趣旨】

現在、円安の進行と物価の高騰により、日本経済は依然として厳しい状況にあります。とりわけ、消費税は国民の購買意欲を低下させ、低所得層ほど負担の大きい逆進性のある税制であり、貧困や格差の拡大を助長する要因となっています。

世界に目を向けると、100を超える国や地域が、日本の消費税に相当する付加価値税の減税措置を講じており、こうした対応は物価高騰対策としても効果的であるとされています。

また、国会においても、消費税の減税を含む経済対策が議論されている現状を踏まえ、県民の暮らしと地域経済を守るためには、政府に対して減税を含む消費税の見直しを求める必要があると考えます。

以上の趣旨により、地方自治法第124条の規定に基づき、下記の事項について請願いたします。

【請願事項】

「消費税5%引き下げを求める意見書」を採択すること。

愛知県議会事務局
7局議事課陳情第7-1号
令和8.2.26 受付
議事課陳情第 40 号
8.2.27 受理
総務企画委員会

2026年 2月 26日

住所

団体名

代表者名

自署 又は 個人印

請願紹介議員

愛知県商工団体連合会

名古屋市熱田区横田2-1-29 石川ビル5階B号室
TEL(052)679-6911

服部 守延 他79名

下奥 奈歩

「インボイス制度廃止を求める意見書」採択を求める請願

【請願趣旨】

物価の高騰が続き、国民生活や中小業者の経営、そして地域経済は厳しい状況に直面しています。こうした中、国民の多くの反対の声を押し切る形で、2023年10月にインボイス制度が導入されました。

この制度は、免税事業者を実質的に取引から排除するものであり、従来の事業者間の取引慣行を大きく損なうだけでなく、免税点制度の事実上の廃止にもつながるものです。その結果、小規模・零細事業者やベンチャー企業、フリーランスにとって経営の継続や発展に深刻な影響を及ぼします。税制によって、商売を行う自由が制限されることは決して許されるものではありません。

実際に、中小企業団体、税理士団体、文化・芸能関係者、シルバー人材センターをはじめとする多くの団体やフリーランスのグループが、インボイス制度の「廃止」や「見直し」を求めて声を上げています。

地域経済と住民の暮らしを守る観点からも、インボイス制度は中止されるべき制度であると強く考えます。

以上の趣旨により、地方自治法第124条の規定に基づき、下記の事項について請願いたします。

【請願事項】

「インボイス制度廃止を求める意見書」を採択すること。

愛知県議会事務局
7局議道願陳情第7-2号
令和-8.2.26 受付
議道陳情第 21 号
-8.2.27 受理
総務企画委員会

1. 予防接種健康被害救済制度の周知を求める請願書

紹介議員

下奥 奈歩

請願趣旨

愛知県内では近年、新型コロナウイルスワクチン接種後、日常生活が送れなくなったと考えられる事例が数多く発生しております。こういった患者に向けて国は「予防接種健康被害救済制度（以下救済制度とする）」を施行しておりますが、現実には、医師がこの制度について良く知らないため、申請手続きが困難になる事例が多くあります。

医師が本来断る事ができない申請に必要な受診証明の作成を断る事例や、カルテの写しの受け渡しを断る事例もあります。

また制度の存在を知らない県民も数多く存在します。

今後医師が申請を求める患者を不当に拒否する事のないよう、救済制度を愛知県内の医療機関に周知して頂きますよう、また県民にも広くこの制度の存在を周知して頂きますよう請願いたします。

ワクチン接種後体調不良が続き、本来ならばこの制度を申請できる方、希望されている方を取りこぼす事がないようにお願いします。

請願項目

- ① 救済制度について奈良県の事例を参考に（ワクチン後遺症患者の会ホームページ参照 <https://x.gd/TTcX5>）愛知県のホームページや広報等で分かりやすく県民に案内、周知する事。
- ② 救済制度について「受診証明の記載マニュアル」を作成し（春日井市ホームページ参照 <https://x.gd/bGdrB>）愛知県内の市町村、愛知県内の病院、医師に案内、周知すること。
- ③ 救済制度申請希望者への受診証明の記載やカルテの写しの拒否をしないよう、愛知県内すべての病院に周知する事。
- ④ 救済制度申請希望者に、分かりやすい書き方案内を作成し、申請窓口である各市町村に、案内を配布するよう周知する事。

令和 8 年 2 月 2 日

愛知県議会 川嶋太郎 議長殿

愛知県議会事務局
1 局議第 請願情第 7-3 号
令和 8.2.25 受付
請願情第 82 号
-8.2.27 受理
福祉医療委員会

請願者氏名
請願者住所

--

5. 各市町村、愛知県内の病院に正しく新型コロナワクチン副反応疑い報告が行われる

愛知県議会事務局
7局議請願陳情第7-7号
令和-8.2.25 受付
議請願陳情第 86 号
-8.2.27 受理
福祉医療委員会

よう周知依頼を求める請願書

紹介議員

下奥 奈歩

請願趣旨

新型コロナワクチンの副反応を国に報告する制度として、副反応疑い報告制度がありますが、令和5年10月24日の武見厚生労働大臣記者会見（令和5年10月当時）において、心筋炎、心膜炎について正しい副反応疑い報告がなされていない事例が報告されました。

同年12月1日の同大臣の記者会見では、同ケースについて必要な報告が行われるよう、全国の自治体に依頼したとの事です。

また、令和7年9月5日の福岡厚生労働大臣（当時）の記者会見においても、同様のケースについて質問を受ける形で、各自治体に正しく副反応疑い報告がなされるよう周知していくと大臣が答え、同年10月17日の記者会見では、ワクチン接種後28日以内の心筋炎、心膜炎の発症で救済認定がなされているにもかかわらず、副反応疑い報告がなされていない、予防接種法違反の可能性があるケースが全国で70件ある事が発表されました。

なお、私の開示請求により、そのうちの6件は愛知県内で起きている事も分かっています。（別紙参照）

また、過去に私が春日井市に対して行った開示請求により、開示された予防接種健康被害救済制度申請者一覧表と副反応疑い報告書とで突合した結果、報告が義務付けられているアナフィラキシーや心筋炎の事例で2件、副反応疑い報告がなされていないケースがありました。予防接種法違反になる可能性がある事を私の方から春日井市に連絡し、春日井市より病院に副反応疑い報告をするよう依頼したとお聞きしています。

またこの報告制度は「疑い」があれば報告をする制度です。こちらも開示請求で、春日井市ではワクチン接種後当日死亡の事例が3件、翌日死亡が7件、3日以内の死亡まで範囲を広げると33人の方が亡くなっている事が分かっています。（別紙参照）

しかし、春日井市で死亡の副反応疑い報告がなされているのは、2件のみです。春日井市だけでなく、様々な自治体の開示資料から、ワクチンを接種し3日以内の方の死亡のほとんどが報告がなされていない事が分かります。開示資料からも、こちらの報告制度が制度として機能していないのではないかと疑われます。

なお、副反応疑い報告をもとに、副反応検討部会が厚生労働省で行われ、ワクチン接種が妥当かどうか判断されるとの事です。そのもとになる副反応疑い報告が正しくされる事が重要になってくると思われます。

正しい報告がなされるように愛知県を經由し、各市町村に依頼、周知してください。

愛知県内の病院では、副反応疑いの報告制度がある事すら知らない病院も多数存在します。正しい報告がなされているか、副反応疑い制度とはどんなものか、どうやって報告するのか、県としてリーダーシップをとって、病院に周知徹底してください。

請願項目

- ① 各市町村を經由し、愛知県内の病院に、コロナワクチンでの副反応が起きた場合、報告をする必要がある事、正しい報告がなされない場合、予防接種法違反になる可能性がある事、具体的な報告の方法等、制度を周知、依頼する事。
- ② 愛知県内の病院に、死亡者のワクチン接種の日にちを確認し、7日以内の死亡の場合、ワクチンが疑われるケースであれば正しく副反応疑い報告をするように愛知県として、各市町村を通じて各病院に依頼する事。

令和 8 年 2 月 25 日

愛知県議会 川嶋太郎 議長殿

請願者氏名

請願者住所

